

令和2年度 大阪府障がい者委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

■訓練共通

問1)「令和2年度大阪府障がい者委委託訓練事業企画提案公募要領」8ページの(2)の①(ア)及び11ページ②(ア)審査基準において「IS029990」の取得が加点要素となっているが、同規格は2018年12月に廃止されている。後継規格は取得していないが、取得済みの「IS029990」の認証期間が残っておれば取得として見なされるか。

⇒ 「IS029990」を取得済みで、認証期間が残っておれば、取得しているものとする。
なお、後継規格の取得がある場合には受付時に申し出て頂きたい。

■訓練実施関係

【知識・技能習得訓練（職場実習付き訓練）】

問1) 開講月の変更を認めていただきたい。

⇒ 提案時での変更は認められませんが、採択された場合、協議することは可能です。

問2) 介護職員初任者研修の資格取得に係る研修（指定数131時間）を欠席したことによる補講については、受講生への負担金が発生するが、金額の上限があるのか。

⇒ テキスト代を含む受講生の負担金については、1万円（税込）が上限となっています。

なお、補講の取扱いについては「大阪府介護職員初任者研修事業実施要領」第4の8に規定されておりますが、有償・無償（事業者負担）のいずれで実施するかについては、提案事業者で判断していただくこととなります。

問3) 介護職員初任者研修について、指定数時間数に係る研修を欠席した場合や修了評価（筆記試験）が不合格だと、資格を取得することができない。

そのような状況となっても受講継続を希望された場合は、受講を認めてもよいか。

⇒ 受講を認めることは可能です。